

第113回 定時株主総会 招集ご通知

2021年1月1日から2021年12月31日まで

開催
日時

2022年3月30日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策として、株主様の安全を第一に考え、当日の出席に代えて、同封の議決権行使書のご返送、またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

例年どおり株主総会での株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」[®]対応

スマートフォンからQRコードを読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。



郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

2022年3月29日（火曜日）
午後5時20分まで

目次

| | |
|--------------------|----|
| 第113回定時株主総会招集ご通知…… | 1 |
| 株主総会参考書類…… | 6 |
| （添付書類） | |
| 事業報告…… | 16 |
| 連結計算書類…… | 45 |
| 計算書類…… | 49 |
| 監査報告書…… | 53 |

片倉工業株式会社

証券コード：3001

証券コード 3001
2022年3月8日

株 主 各 位

東京都中央区明石町6番4号

片倉工業株式会社

代表取締役社長 上 甲 亮 祐

第113回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる政府や都道府県等の対応状況を踏まえ慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで開催することといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、4頁から5頁のご案内をご参照のうえ、**2022年3月29日（火曜日）午後5時20分**までに議決権をご行使くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時
（午前9時から受付開始）
2. 場 所 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール（時事通信ビル2階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第113期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第113期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

4頁の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は、株主総会参考書類を、英訳にて当社ウェブサイト（<https://www.katakura.co.jp/>）に掲載いたしますので、そちらも併せてご参照ください。
 - ◎ 添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.katakura.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。
なお、監査報告書を作成するに際して監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、添付書類記載のもののほか、当社ウェブサイト（<https://www.katakura.co.jp/>）に掲載する「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.katakura.co.jp/>）に掲載させていただきます。

**株主総会にご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。**

<新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について>

本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、以下の対応を取らせていただきますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社の対応

- ・出席役員及び株主総会運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・株主総会の議事は、円滑な進行となるよう努めてまいります。

2. 株主様へのお願い

- ・株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます。**
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日までの国内の感染状況やご自身の体調に十分にご留意いただき、ご来場を見合わせていただくことも慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、会場設置の消毒液の使用とマスクの着用にご協力ください。
- ・受付にて体温チェックをさせていただきます。体調不良と見受けられる株主様には、ご出席をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・会場内の株主様の座席につきましては、間隔をあけて配置させていただきますため、例年よりも座席数を大幅に減らしております。ご来場いただいてもご入場いただけない可能性がございますので、予めご了承ください。

なお、今後の感染拡大の状況や政府等の発表内容により、株主総会への対応内容を更新する場合がございます。当社ウェブサイト (<https://www.katakura.co.jp/>) よりご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

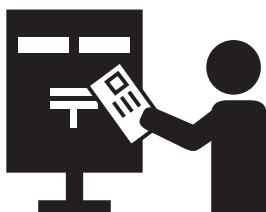
株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。



株主総会への出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として第113回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

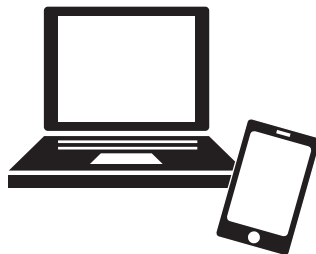
株主総会開催日時 2022年3月30日（水曜日）午前10時



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2022年3月29日（火曜日）午後5時20分



インターネットによる議決権行使

インターネットによる議決権行使の場合は、次頁をご確認いただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年3月29日（火曜日）午後5時20分

インターネットによる議決権行使のご案内

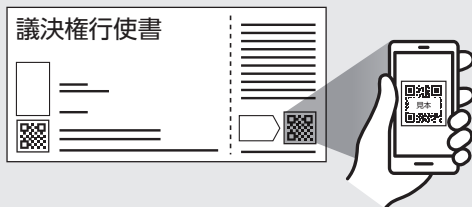


QRコードを読み取る
「スマート行使」による方法

議決権行使が簡単に！ 「スマート行使」対応

議決権行使コード（ID）及びパスワード
のご入力不要です。

議決権行使書イメージ（表）



同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン等で読み取り、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」で一度議決権を行使した後に行使内容を変更される場合は、右記の議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法にて変更ください。



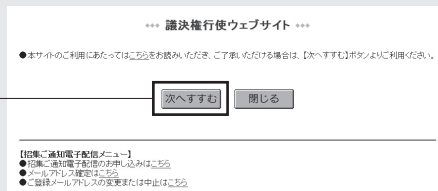
議決権行使コード（ID）・
パスワード入力による方法

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1. 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（上記URL）にアクセス

「次へすすむ」

をクリック



2. ログインする

同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）及びパスワードをご入力ください。

パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご利用時の注意事項について

- 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットで複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- 議決権行使コード（ID）及びパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- 議決権行使コード（ID）及びパスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行(株) 証券代行部**（下記）までお問い合わせください。

「スマート行使」 「議決権行使ウェブサイト」
の操作方法等に関する専用お問い合わせ先



0120-768-524（年末年始を除く9：00～21：00）

※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する方針は、株主の皆様への安定配当の実施を基本とし、当期の業績や今後の事業展開、内部留保の水準及び配当性向等を総合的に勘案のうえ決定することとしております。第113期の期末配当につきましては、当該方針を踏まえ、普通配当16円に加え、構造改革により生じた利益の一部還元として特別配当4円を実施し、1株につき20円といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円（うち普通配当16円、特別配当4円）
といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、666,138,460円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--------------|
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|---|
| (新 設) | <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |
| (新 設) | <p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者 番号 | 氏名 | 現在の当社における地位及び担当 |
|---|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 再任 | <small>さの きみや</small> 佐野 公哉 | 取締役会長 |
| 2 再任 | <small>じょうこう りょうすけ</small> 上甲 亮祐 | 代表取締役社長 |
| 3 再任 | <small>みずさわ けんいち</small> 水澤 健一 | 取締役執行役員企画部長 繊維事業部門、管理部門（企画部、経理部）担当 |
| 4 新任 | <small>くりはら おさむ</small> 栗原 修 | 執行役員不動産事業部長 |
| 5 新任 | <small>やまだ ゆうほ</small> 山田 有歩 | 執行役員事業推進部長 |
| 6 再任 社外 独立役員 | <small>おおむろ こういち</small> 大室 康一 | 社外取締役 指名・報酬諮問委員会 委員長 |
| 7 再任 社外 独立役員 | <small>くわはら みちお</small> 桑原 道夫 | 社外取締役 |
| 8 再任 社外 独立役員 | <small>かい せいや</small> 甲斐 靖也 | 社外取締役 |

候補者番号 **1** ^{さの きみや}
佐野 公哉 1955年3月8日生

再任

■ 所有する当社株式の数：23,191株 ■ 取締役在任年数：9年 ■ 取締役会への出席状況：15回／16回

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|--------------|-------------------|-----------------------|
| 1977年 4月 | 当社入社 | 2017年 6月 | 片倉コープアグリ株式会社社外取締役（現任） |
| 2008年 1月 | 当社総務部長 | 2019年 2月 | 同社指名・報酬委員会委員長（現任） |
| 2010年 1月 | 当社小売事業部長 | 2019年 3月 | 当社代表取締役会長 |
| 2010年 3月 | 当社執行役員小売事業部長 | 2020年 3月 | 当社取締役会長（現任） |
| 2011年 2月 | 当社執行役員経理部長 | 重要な兼職の状況 | |
| 2013年 3月 | 当社常務取締役 | 片倉コープアグリ株式会社社外取締役 | |
| 2015年 3月 | 当社代表取締役社長 | （指名・報酬委員会委員長） | |

取締役候補者とした理由

佐野公哉氏は、2015年3月から代表取締役としてグループ運営体制の強化や構造改革の実施等、経営改革を推進し、経営者としての豊富な経験と見識を有しております。また、2020年3月からは取締役会長として、経営に関する高い見識と監督能力を活かすことにより、当社グループを牽引しております。今後も当社の企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号 **2** ^{じょうこう りょうすけ}
上甲 亮祐 1961年8月6日生

再任

■ 所有する当社株式の数：2,906株 ■ 取締役在任年数：4年 ■ 取締役会への出席状況：15回／16回

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|--------------------------------|----------|---------------|
| 1985年 4月 | 株式会社富士銀行入行 | 2017年 4月 | 同行理事 |
| 2010年 4月 | 株式会社みずほ銀行大阪支店長 | 2017年 5月 | 当社常勤顧問 |
| 2012年 4月 | 株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役員秘書室長 | 2018年 3月 | 当社専務取締役 |
| 2014年 4月 | 株式会社みずほ銀行 常務執行役員営業担当役員 | 2019年 3月 | 当社代表取締役社長（現任） |

取締役候補者とした理由

上甲亮祐氏は、2019年3月から代表取締役社長としてリーダーシップを発揮し、当社グループの経営上の最優先課題であった構造改革に取り組み、高収益体質への転換を図るとともに、働き方改革や人材育成を推進してまいりました。経営者としての豊富な経験と見識を経営に活かすことにより、今後も当社の企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

みずさわ けんいち
水澤 健一

1970年7月22日生

再任

■ 所有する当社株式の数：1,351株 ■ 取締役在任年数：2年 ■ 取締役会への出席状況：16回／16回

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|-----------|-------------------------------|-----------|---|
| 1994年 4月 | 当社入社 | 2020年 4月 | 当社取締役執行役員経営企画部長 繊維事業部門、管理部門（経営企画部、 経理部、法務コンプライアンス室）担当 |
| 2012年 4月 | 当社企画部グループ事業室長 | 2021年 2月 | 当社取締役執行役員経営企画部長兼 法務・コンプライアンス室長 |
| 2013年 7月 | 当社経理部経理課長 | 2019年 3月 | 当社執行役員企画部長 |
| 2015年 10月 | 当社企画部長 | 2019年 12月 | 当社執行役員企画部長 兼ライフソリューション事業部長 |
| 2019年 3月 | 当社執行役員企画部長 | 2020年 3月 | 当社取締役執行役員企画部長 繊維事業部門、管理部門（企画部、経理部、 法務コンプライアンス室）担当 |
| 2019年 12月 | 当社執行役員企画部長 兼ライフソリューション事業部長 | 2021年 4月 | 当社取締役執行役員企画部長 繊維事業部門、管理部門（企画部、 経理部）担当（現任） |

取締役候補者とした理由

水澤健一氏は、経理部門及び企画部門の要職を経て2020年3月から取締役に就任し、繊維事業部門及び管理部門の担当として経営を担っております。当社グループの事業経営に精通し、豊富な経験や知見を有している為、当社の企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者
番号

4

くりはら おさむ
栗原 修

1972年6月7日生

新任

■ 所有する当社株式の数：2,800株

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|---------------|-----------|-------------------|
| 1996年 4月 | 当社入社 | 2018年 10月 | 当社企画部次長兼企画課長兼秘書室長 |
| 2011年 2月 | 当社不動産開発部開発一課長 | 2020年 4月 | 当社不動産事業部長 |
| 2018年 4月 | 当社企画部次長兼企画課長 | 2021年 3月 | 当社執行役員不動産事業部長（現任） |

取締役候補者とした理由

栗原修氏は、当社の中核事業である不動産事業部門において、社有地の開発業務や商業施設の運営業務に長年携わり、同事業における豊富な経験や知見を有している為、当社の企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、取締役候補者としたしました。

候補者
番号

5

やまだ ゆうほ
山田 有歩

1974年1月19日生

新任

■ 所有する当社株式の数：4,000株

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|--------------|----------|------------------|
| 1996年 4月 | 当社入社 | 2019年 1月 | 当社ライフソリューション事業部長 |
| 2007年 8月 | 当社新都心事業部業務室長 | 2019年 2月 | 当社構造改革推進室長 |
| 2013年 1月 | 当社企画部企画課長 | 2020年 4月 | 当社事業推進部長 |
| 2018年 4月 | 当社新規事業開発部長 | 2021年 3月 | 当社執行役員事業推進部長（現任） |

取締役候補者とした理由

山田有歩氏は、当社グループの経営上の最優先課題であった構造改革の断行に際し、部門長としての役割を果たすなど経営管理や事業推進に精通していることから、当社の企業価値の向上に資する適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

6

おおむろ こういち
大室 康一

1945年2月6日生

再任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式の数：6,516株 ■ 取締役在任年数：3年 ■ 取締役会への出席状況：16回／16回

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|-----------|-------------------------|----------|--------------------|
| 1968年 4月 | 三井不動産株式会社入社 | 2018年 2月 | 当社特別顧問 |
| 1997年 6月 | 同社取締役 | 2019年 3月 | 当社社外取締役（現任） |
| 2005年 4月 | 同社代表取締役副社長 副社長執行役員 | 2020年 2月 | 学校法人芝浦工業大学専務理事（現任） |
| 2011年 6月 | 同社特別顧問 | 2020年 3月 | 当社指名・報酬諮問委員会 委員長 |
| 2015年 10月 | 学校法人芝浦工業大学常勤監事 | | |
| 2016年 5月 | アークランドサカモト株式会社社外取締役（現任） | | |

重要な兼職の状況

学校法人芝浦工業大学専務理事
アークランドサカモト株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大室康一氏は、事業会社の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識により、大局的な視点から経営全般の方向性や成長事業である不動産事業推進のための実践的な助言をしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として議論を主導し、決定手続きの透明性と客観性の向上に大いに貢献しております。引き続き業務執行を監督する立場で上記役割を果たすことを期待し、社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

7

くわはら みちお
桑原 道夫

1948年10月24日生

再任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式の数：0株

■ 取締役在任年数：2年

■ 取締役会への出席状況：16回／16回

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|--------------------------|-----------|---------------------------------------|
| 1972年 4月 | 丸紅株式会社入社 | 2020年 3月 | 当社社外取締役（現任） |
| 2006年 4月 | 同社取締役専務執行役員、丸紅米国会社社長 CEO | 2021年 12月 | 東芝テック株式会社特別委員会委員長、 指名委員会委員長（現任） |
| 2008年 6月 | 同社代表取締役副社長執行役員 | | |
| 2010年 5月 | 株式会社ダイエー代表取締役社長 | | |
| 2016年 4月 | 国立大学法人東京外国語大学非常勤監事（現任） | | 重要な兼職の状況 国立大学法人東京外国語大学非常勤監事 |
| 2016年 7月 | 東芝テック株式会社社外取締役（現任） | | 東芝テック株式会社社外取締役（特別委員会委員長、 指名委員会委員長） |
| 2017年 2月 | 同社指名・報酬諮問委員会委員長 | | |

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

桑原道夫氏は、総合商社並びに事業会社の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会等において数多くの有益な提言や指摘等を行っております。また、指名・報酬諮問委員会において、決定手続きの透明性と客観性の向上に貢献しております。引き続き業務執行を監督する立場で上記役割を果たすことを期待し、社外取締役候補者となりました。

候補者
番号

8

かい せいや
甲斐 靖也

1959年4月28日生

再任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式の数：0株

■ 取締役在任年数：1年

■ 取締役会への出席状況：14回／14回

略歴、当社における地位及び担当

| | | | |
|----------|---------------------------------------|----------|-----------------|
| 1983年 4月 | 農林中央金庫入庫 | 2012年 4月 | 同金庫外為業務管理部長 |
| 2007年 7月 | 同金庫開発投資部副部長 | 2013年 6月 | 農中信託銀行株式会社常務取締役 |
| 2008年 7月 | 同金庫業務監査部副部長兼主任業務監査役 | 2021年 3月 | 当社社外取締役（現任） |
| 2010年 6月 | 同金庫本店休職出向 農林中金全連アセットマネジメント株式会社企画部長 | | |

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

甲斐靖也氏は、金融機関での豊富な職務経験及び関連会社の経営者としての幅広い見識を有しており、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に向けた客観的・中立的な発言をしております。また、指名・報酬諮問委員会において、決定手続きの透明性と客観性の向上に貢献しております。引き続き業務執行を監督する立場で上記役割を果たすことを期待し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大室康一、桑原道夫及び甲斐靖也の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 甲斐靖也氏は、過去10年間に当社の取引金融機関である農林中央金庫の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当」欄に記載のとおりです。なお、同氏が当該金融機関を退職してから9年経過しており、現在は業務執行に携わっておりません。
4. 当社は、大室康一、桑原道夫及び甲斐靖也の3氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の33頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、大室康一、桑原道夫及び甲斐靖也の3氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同3氏が再任された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。
7. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末（2021年12月31日）現在の株数を記載しております。
8. 甲斐靖也氏の取締役会への出席状況は、2021年3月30日開催の第112回定時株主総会において取締役役に選任された後に開催された取締役会のみを対象としております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものです。本選任は、就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

いつかいち たかひろ
五日市 喬弘 1954年6月8日生

社外 独立役員

■ 所有する当社株式の数：600株

略歴及び当社における地位

| | | | |
|----------|---------------------|----------|------------------------|
| 1979年 4月 | 安田火災海上保険株式会社入社 | 2013年 4月 | 損保ジャパン日本興亜ビジネスサービス株式会社 |
| 2009年 4月 | 株式会社損害保険ジャパン理事岡山支店長 | | 代表取締役会長 |
| 2011年 4月 | 同社執行役員信越本部長兼北陸本部長 | 2015年 6月 | 株式会社千葉興業銀行社外監査役 |
| 2012年 4月 | 同社常務執行役員信越本部長兼北陸本部長 | 2016年 3月 | 当社社外監査役（2020年3月退任） |

補欠の社外監査役候補者とした理由

五日市喬弘氏は、損害保険会社の役員として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外監査役としての職務において適切な人材と判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 五日市喬弘氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、監査役との間で会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。五日市喬弘氏が就任された場合には、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の33頁に記載のとおりです。五日市喬弘氏が就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 五日市喬弘氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下「当期」という。）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大にともなう緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令により、社会経済活動が制限され、個人消費が低迷するなど、厳しい状況で推移いたしました。緊急事態宣言の解除後は、社会経済活動も徐々に正常化に向かい、個人消費や企業収益にも持ち直しの動きが見られましたが、変異株による感染の急拡大により、景気の先行きは未だ不透明な状況にあります。

このような環境のなか、当社グループの業績は、次のとおりとなりました。

当期の売上高は、不動産事業では当社運営のショッピングセンター「コクーンシティ」で開業後初となるリニューアルを段階的に実施し、鮮度維持・向上に努めたことや、前期は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、臨時休業や営業時間短縮を行ったこともあり増収となりました。しかしながら、医薬品事業において薬価改定や取引先の在庫調整の影響等により大幅な減収となり、機械関連事業の消防自動車事業でも更新需要の減少により減収となったこともあり、376億27百万円（前期比5.1%減）となりました。

営業利益は、医薬品事業で大幅な減収により減益となったこと等もあり、27億97百万円（前期比22.2%減）、経常利益は38億55百万円（前期比15.2%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益の計上もあり49億53百万円（前期比72.5%増）となりました。

また当社は、いわゆるマネジメント・バイアウトの一環として2021年11月9日に開始された株式会社たくらによる当社株式に対する公開買付けについて、賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して応募を推奨しておりましたが、当公開買付けは2022年1月11日に不成立となりました。

今後も当社は、引き続き上場企業として企業価値の向上を追求してまいりますので何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

事業別の状況は次のとおりであります。

企業集団の事業別売上高

| 事業区分 | 前 期 | | 当 期 | | 前 期 比 増 減 | |
|-------------|--------|-------|--------|-------|-----------|-------|
| | 金 額 | 構 成 比 | 金 額 | 構 成 比 | 金 額 | 増 減 率 |
| | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % |
| 不 動 産 事 業 | 9,827 | 24.8 | 10,125 | 26.9 | 298 | 3.0 |
| 医 薬 品 事 業 | 13,729 | 34.6 | 12,132 | 32.2 | △1,596 | △11.6 |
| 機 械 関 連 事 業 | 8,069 | 20.4 | 7,171 | 19.1 | △898 | △11.1 |
| 織 維 事 業 | 6,353 | 16.0 | 6,496 | 17.3 | 142 | 2.2 |
| そ の 他 | 1,659 | 4.2 | 1,702 | 4.5 | 42 | 2.6 |
| 合 計 | 39,639 | 100.0 | 37,627 | 100.0 | △2,011 | △5.1 |

(不動産事業)

不動産事業は、当社運営のショッピングセンター「コクーンシティ」のリニューアルの実施に加え、前期は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、臨時休業や営業時間短縮を行ったこともあり増収となりました。

この結果、不動産事業の売上高は101億25百万円（前期比3.0%増）、営業利益は増収となりましたものの、前期はショッピングセンターの臨時休業期間中に発生した固定費等の一部を特別損失に計上したこともあり35億90百万円（同2.7%減）となりました。

(医薬品事業)

医薬品事業は、薬価改定の影響に加え、長期収載品である経皮吸収型・虚血性心疾患治療剤「フランドルテープ」の販売減、取引先の在庫調整の影響等により減収となりました。

この結果、医薬品事業の売上高は121億32百万円（前期比11.6%減）、営業利益は減収により1億5百万円（同81.9%減）となりました。

(機械関連事業)

機械関連事業は、消防自動車事業で、一般消防車の受注減により減収となりました。

この結果、機械関連事業の売上高は71億71百万円（前期比11.1%減）、営業利益は消防自動車事業の原価低減の取り組みが奏功したものの、アスベスト撤去費用を追加で見積り計上したことにより47百万円（同48.9%減）となりました。

(繊維事業)

繊維事業は、実用衣料の肌着が低迷したものの、耐熱性繊維等の機能性繊維が堅調に推移したことにより増収となりました。

この結果、繊維事業の売上高は64億96百万円（前期比2.2%増）、営業利益は増収となりましたものの、アスベスト撤去費用を追加で見積り計上したことにより1億15百万円（同57.8%減）となりました。

(その他)

その他の区分は、ビル管理サービス、訪花昆虫の販売等により構成されております。

訪花昆虫の販売等が好調に推移したことにより、その他の売上高は17億2百万円（前期比2.6%増）、営業利益は増収に加え、ビル管理サービス事業での労務費の減少等により1億38百万円（同34.3%増）となりました。

② **設備投資の状況**

当期中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は21億83百万円であります。

イ. 当期中に完成した主要設備

医薬品事業 トーアエイヨー株式会社 生産設備等の更新

ロ. 当期において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当期中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

不動産事業 当社 旧加須カタクラパークの土地及び建物の売却

機械関連事業 片倉機器工業株式会社 土地の売却

③ **資金調達の状況**

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 110 期 (2018年12月期) | 第 111 期 (2019年12月期) | 第 112 期 (2020年12月期) | 第 113 期 (当期) (2021年12月期) |
|---------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 44,308 | 44,043 | 39,639 | 37,627 |
| 営 業 利 益 (百万円) | 1,531 | 2,569 | 3,595 | 2,797 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 2,456 | 3,430 | 4,544 | 3,855 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 1,283 | 1,732 | 2,871 | 4,953 |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 36.56 | 49.42 | 82.71 | 147.56 |
| 総 資 産 (百万円) | 138,288 | 140,993 | 134,384 | 139,973 |
| 純 資 産 (百万円) | 77,718 | 84,601 | 81,843 | 87,611 |
| 1 株当たり純資産額 (円) | 1,560.09 | 1,709.91 | 1,686.50 | 1,883.58 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第110期より「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第111期の期首から適用しており、第110期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 110 期 (2018年12月期) | 第 111 期 (2019年12月期) | 第 112 期 (2020年12月期) | 第 113 期 (当 期) (2021年12月期) |
|-----------------|------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 16,410 | 15,403 | 12,418 | 12,022 |
| 営 業 利 益 (百万円) | 1,408 | 1,854 | 2,453 | 2,311 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 1,512 | 2,289 | 3,373 | 3,001 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 974 | 1,781 | 2,354 | 4,321 |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 27.78 | 50.81 | 67.82 | 128.74 |
| 総 資 産 (百万円) | 68,567 | 67,384 | 66,083 | 69,125 |
| 純 資 産 (百万円) | 22,238 | 25,098 | 23,841 | 26,515 |
| 1 株当たり純資産額 (円) | 634.39 | 715.92 | 699.00 | 798.21 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第110期より「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数及び期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第111期の期首から適用しており、第110期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した金額となっております。

(3) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 百万円 | 当社の議決権比率 % | 主要な事業内容 |
|---------------|------------|---------------|-------------------|
| 株式会社ニチビ | 468 | 76.0 | 水溶性繊維、耐熱性繊維の製造・販売 |
| トーアエイヨー株式会社 | 300 | 58.3 | 医療用医薬品の製造・販売 |
| オグランジャパン株式会社 | 150 | 100.0 | カジュアルインナーの製造・販売 |
| 日本機械工業株式会社 | 100 | 100.0 | 消防自動車の製造・販売 |
| 株式会社片倉キャロサービス | 65 | 100.0 | ビル管理サービス |

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、世界的なインフレや金融緩和縮小による景気減速懸念に加え、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないこと等により、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の価値観や消費行動、社会構造にも変化をもたらしており、当社グループにおいてもこれらの変化を注視して対応していく必要があると考えております。

当社は、2017年以降不採算事業の大幅な縮小・撤退や固定費削減などの一連の構造改革により、収益体質は大幅に改善いたしました。

ポスト構造改革の取り組みとして、グループの資金効率化をより一層追求し、成長事業において新たな収益源の獲得に必要な体制の整備や、成熟事業においても持続可能性を高め、社会的責任を果たすために必要な投資を行うことで企業価値の向上を目指してまいります。

また、子会社案件を含む重要議案の適時適切かつ機動的な審議を実施すること等を通じ、更なる取締役会の実効性向上を図るとともに、リスク統括委員会の機能強化によりグループ全体のリスクマネジメント（コンプライアンス教育含む）の充実をはかることで、ガバナンス体制の一層の強化に努めてまいります。

さらに、働く人の成果により報いることができるよう、人事制度を見直し社内外から積極的に人材登用を行ってまいります。加えて、柔軟な働き方に対応し一人ひとりが安心して働き続けられ、十分に能力を発揮できる職場環境を整えることで持続的な成長を目指してまいります。

主要な事業の対処すべき課題は次のとおりです。

(不動産事業)

中核事業であるコクーンシティ（さいたま新都心駅前社有地）については、ウィズコロナ、アフターコロナの施設運営において安全安心の徹底に努めます。

また、テナント入替や環境整備の推進による集客魅力、施設鮮度の維持向上を図るとともに、持続的な街の成長に向けて、エリアマネジメント活動等、地域、社会のニーズに応える街機能の充実を目指してまいります。

その他物件については、それぞれのマーケット動向を把握し、事業サイクルと将来の事業性を見極めながら収益物件としての価値を持続させるとともに、新たな活用が見込める不動産については、具体的な開発検討に着手し、早期収益化に努めてまいります。

(医薬品事業)

製薬業界は、2021年4月から薬価の毎年改定の影響を受けるなど、厳しい事業環境に置かれております。

2022年4月の自社販売体制への移行による販売チャネルの切り替えに伴い、一時的に業績が悪化するものの、強みである循環器領域において更なる独自性ある製品ラインナップの強化を図るほか、幅広く他の製薬会社や研究機関とも業務提携を進める体制を整えてまいります。

また、販売・生産・研究にかかるコスト構造の更なる見直しと、効率的な事業運営により安定した収益基盤の確立に努めてまいります。

(機械関連事業)

消防自動車事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による地方公共団体からの受注減に加えて、トラック業界における車載用半導体不足により、車両の調達に深刻な影響が出ております。

今後は、車載用半導体の供給状況を注視し、車両の確保に努めるとともに引き続き仕様の集約や生産性向上に取り組むことで更なる採算性の改善を図ってまいります。

(繊維事業)

実用衣料については、既存商材の拡販やコスト構造の見直し等による事業基盤の強化に加え、介護商品など高付加価値商品の拡充による収益力強化を進めてまいります。

機能性繊維については、生産能力の増強に加え、新たな高機能素材の開発と耐熱性繊維の用途開発・販路拡大を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

| 事業区分 | 事業内容 |
|--------|---|
| 不動産事業 | ショッピングセンターの運営、不動産賃貸 |
| 医薬品事業 | 医療用医薬品の製造・販売 |
| 機械関連事業 | 消防自動車の製造・販売 |
| 繊維事業 | 肌着、靴下、絹製品、カジュアルインナー、機能性繊維の製造・販売、ブランドライセンス業等 |
| その他の | ビル管理サービス、訪花昆虫の販売等 |

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

① 当社

| | | |
|---|---|---------------|
| 本 | 社 | 東京都中央区明石町6番4号 |
| 営 | 業 | 所 さいたま (埼玉県) |
| 養 | 業 | 場 塩尻 (長野県) |

② 子会社

株式会社ニチビ

本 社 東京都中央区
工 場 静岡（静岡県）

トーアエイヨー株式会社

本 社 東京都中央区
研 究 所 東京（埼玉県）、福島（福島県）
製剤技術センター 福島（福島県）
合成技術センター 福島（福島県）
工 場 福島（福島県）、仙台（宮城県）
支 店 札幌（北海道）、仙台（宮城県）
東京第一（東京都）、東京第二（群馬県）、東京第三（埼玉県）
名古屋（愛知県）、大阪（大阪府）、京都（京都府）
広島（広島県）、高松（香川県）、福岡（福岡県）
営 業 所 盛岡（岩手県）、郡山（福島県）、立川（東京都）
横浜（神奈川県）、松本（長野県）、水戸（茨城県）
新潟（新潟県）、千葉（千葉県）、静岡（静岡県）
神戸（兵庫県）、堺（大阪府）、金沢（石川県）、岡山（岡山県）

オグランジャパン株式会社

本 社 東京都中央区
支 店 大阪（大阪府）、東京（東京都）
商品センター 観音寺（香川県）

日本機械工業株式会社

本 社 東京都八王子市
工 場 本社（東京都）、北海道（北海道）
営 業 所 本社営業部（東京都）、官庁・法人営業部（東京都）
札幌（北海道）、仙台（宮城県）、名古屋（愛知県）
大阪（大阪府）、福岡（福岡県）

株式会社片倉キャロンサービス

本 社 東京都中央区
支 店 さいたま（埼玉県）

(7) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分 | 従業員数 | 前期比増減 |
|-----------|--------------|--------------|
| 不動産事業 | 46 (4) 名 | 1名増 (2名増) |
| 医薬品事業 | 511 (0) | 7名増 (増減なし) |
| 機械関連事業 | 205 (21) | 14名減 (4名減) |
| 繊維事業 | 186 (61) | 3名増 (5名増) |
| その他の | 56 (725) | 5名減 (14名減) |
| 全社 (共通) | 55 (3) | 2名減 (2名減) |
| 合計 | 1,059 (814) | 10名減 (13名減) |

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 116 (33) 名 | 21名減 (6名増) | 37.3歳 | 13.5年 |

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|------------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,919百万円 |
| 一般財団法人民間都市開発推進機構 | 1,400 |
| 農林中央金庫 | 1,192 |
| 株式会社八十二銀行 | 875 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 662 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 140,000,000株
- ② 発行済株式の総数 35,215,000株 (自己株式1,908,077株を含む)
- ③ 株 主 数 4,956名
- ④ 大 株 主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|-------------|------------|
| 株 式 会 社 鹿 児 島 東 イ ン ド 会 社 | 千株 3,520 | % 10.57 |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口) | 2,369 | 7.11 |
| 三 井 物 産 株 式 会 社 | 2,200 | 6.61 |
| 合 同 会 社 モ ン シ ャ ー レ | 2,043 | 6.13 |
| 損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社 | 1,715 | 5.15 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 1,690 | 5.07 |
| 農 林 中 央 金 庫 | 1,690 | 5.07 |
| 大 成 建 設 株 式 会 社 | 1,400 | 4.20 |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 999 | 3.00 |
| 東 京 建 物 株 式 会 社 | 980 | 2.94 |

- (注) 1. 当社は、自己株式1,908,077株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、持株比率は自己株式(1,908,077株)を控除して計算しております。また、自己株式には、「株式給付信託(BBT)」に基づき株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式(88,700株)を含んでおりません。
2. 三井物産株式会社の持株数は、同社が退職給付信託の信託財産として拠出しているものであります(株主名簿上の名義は「株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・三井物産株式会社退職給付信託口)」であります)。

⑤ その他株式に関する重要な情報

当社が当事業年度（2021年1月～2021年12月）に取得した自己株式の数と取得総額は以下のとおりです。

（当事業年度の自己株式の取得状況）

| | |
|----------|-----------------|
| 株式の種類及び数 | 普通株式889,400株 |
| 取得価額の総額 | 1,306,584,100円 |
| 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|-------|---|
| 取締役会長 | 佐野 公哉 | 片倉コープアグリ株式会社社外取締役 (指名・報酬委員会委員長) |
| 代表取締役社長 | 上甲 亮祐 | |
| 常務取締役 | 古田 良夫 | 機械関連事業部門担当 |
| 取締役 | 水澤 健一 | 企画部長 繊維事業部門、管理部門(企画部、経理部)担当 |
| 取締役 | 大室 康一 | 指名・報酬諮問委員会 委員長、 学校法人芝浦工業大学 専務理事、 アークランドサカモト株式会社 社外取締役 |
| 取締役 | 桑原 道夫 | 国立大学法人東京外国語大学 非常勤監事、 東芝テック株式会社 社外取締役 (特別委員会委員長、指名委員会委員長) |
| 取締役 | 甲斐 靖也 | |
| 常勤監査役 | 吉田 伸広 | |
| 常勤監査役 | 五位 洵洋 | |
| 監査役 | 前田 勝生 | |
| 監査役 | 尾崎 眞二 | 東部ネットワーク株式会社 社外監査役 |

- (注) 1. 取締役大室康一、取締役桑原道夫及び取締役甲斐靖也の3氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役前田勝生及び監査役尾崎眞二の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役前田勝生氏は、明治安田生命保険相互会社において財務部門の業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役大室康一、取締役桑原道夫、取締役甲斐靖也、監査役前田勝生及び監査役尾崎眞二の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動について
- (1) 取締役中山昌生氏は、2021年3月30日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
- (2) 甲斐靖也氏は、2021年3月30日開催の第112回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
6. 当社は、執行役員制度を導入しております。
執行役員は、次のとおりであります。

| 会社における地位 | 氏名 | 担当 |
|----------|------|-------------------|
| * 執行役員 | 水澤健一 | 企画部長 |
| 執行役員 | 柿本勝博 | 株式会社ニチビ常務取締役 |
| 執行役員 | 片倉義則 | 経理部長 |
| 執行役員 | 北橋昭彦 | 日本機械工業株式会社代表取締役社長 |
| 執行役員 | 栗原修 | 不動産事業部長 |
| 執行役員 | 山田有歩 | 事業推進部長 |

(注) *印の執行役員は、取締役を兼務しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役全員は、会社法第427条第1項、当社定款第27条第2項及び当社定款第37条第2項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び監査役全員は、同法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び「1. (3) 重要な子会社の状況」(22頁)に記載の当社子会社の取締役、監査役及び執行役員(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填するものです。ただし、役員等の職務執行の適正性が損なわれないよう、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とする措置を講じております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 基本方針

当社は、当社グループの中長期的な企業価値向上と持続的成長に繋げるべく、役員の報酬制度を構築しております。役員報酬制度の決定方針、役員報酬等に関する株主総会への付議内容や社内規程の制定・改正については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、取締役会決議により決定することで客観性及び透明性を確保しております。

2. 取締役の報酬体系・構成

取締役の報酬は、その役割を踏まえ、金銭による固定報酬(月額報酬)及び業績連動型株式給付信託(BBT)をもって構成するものとしております。非業務執行取締役の報酬は、その役割を踏まえ、金銭による固定報酬(月額報酬)のみとしております。

3. 固定報酬(月額報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

取締役(非業務執行取締役を含む。)に対する固定報酬(月額報酬)は、役職ごとの職責に応じて定められた基準に基づき、個人別の額を決定するものとし、月次の報酬として支給しております。

4. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容の決定に関する方針

業績連動型株式給付信託（BBT）に係る業績指標として、持続的成長に必要な適正規模の設備投資を実行した上での事業利益及びキャッシュ創出力をもって評価するべく、当社連結業績におけるEBITDAを採用しております。

業績連動型株式給付信託（BBT）は、予め過去の業績実績を踏まえたEBITDAの基準値を設定し、その基準値に対する達成比率並びに役位及び定性評価を勘案して支給することとしており、当事業年度における過去の業績実績に基づくEBITDAの基準値は5,668百万円であり、当期実績は6,055百万円であります。

5. 業績連動型株式給付信託（BBT）の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社が拠出する金銭を原資として、信託を通じ、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により当社株式を予め取得し、取締役に対し、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）を給付しております。取締役に対する当社株式等の給付は、原則として取締役の退任時に行っております。

取締役に給付する当社株式等の数又は額については、退任時までに各取締役に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとする。）を乗じることにより算定しております。上記ポイントは、各取締役に対し、原則として各事業年度終了後に、役位、業績指標に基づく定量評価、及び定性評価を勘案の上、付与するものとしております。

6. 固定報酬（月額報酬）又は業績連動型株式給付信託（BBT）の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、固定報酬に対する業績連動型株式給付信託（BBT）の割合が、中長期的に健全なインセンティブとして機能するよう、指名・報酬諮問委員会で審議の上、決定しております。

非業務執行取締役の報酬は、上述のとおり、金銭による固定報酬（月額報酬）のみとしております。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項等

取締役（非業務執行取締役を含む。）の報酬等のうち、金銭による固定報酬（月額報酬）の各事業年度総額は、株主総会において承認を得た範囲内において取締役会の決議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容については、会社全体の業績及び各取締役の職務の執行状況を勘案するため、代表取締役社長による決定が適していると判断し、取締役会の決議により代表取締役社長である上甲亮祐に委任しております。委任する権限の範囲は、株主総会において承認を得た範囲内における個人別の固定報酬（月額報酬）の額の決定及び業績連動型株式給付信託（BBT）に係る付与ポイント数の決定としております。当該権限が適切に行使されるよう、取締役会は、指名・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、取締役の報酬等に係る社内規程を定めるほか、上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際しては、予め、指名・報酬諮問委員会での審議を行い、当該審議の内容を最大限尊重することを上記委任の条件としております。

当期の取締役の個人別の報酬等の内容は、上記手続を経て決定されていることから、取締役会は、その内容が上述の役員報酬等の内容に関する方針等に沿うものであると判断しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分 | 支給総額 | 固定報酬 | 対象員数 | 業績連動報酬等 (非金銭報酬等) | 対象員数 |
|------------------|----------------|----------------|-----------|---------------------|-----------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 193百万円 (34) | 157百万円 (34) | 8名 (4) | 35百万円 (-) | 3名 (-) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 45 (16) | 45 (16) | 4 (2) | - | - |
| 合 計 (うち社外役員) | 239 (51) | 203 (51) | 12 (6) | 35 (-) | 3 (-) |

- (注) 1. 上記には、2021年3月30日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等（非金銭報酬等）は当事業年度における業績連動型株式給付信託（BBT）に係る費用計上額を記載しております。
3. 株主総会決議により承認を得ている取締役及び監査役の報酬等の上限は以下のとおりです。

| 区 分 | | 決議日・決議に係る 株主総会終結時の員数 (括弧は社外取締役の員数) | | 上限 |
|-----|----------------------------|--|----------|--|
| 取締役 | 固定報酬 | 2020年3月27日 第111回定時株主総会 | 7 (3) | 年額230百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。） |
| | 業績連動型 株式給付信託 (BBT) | 2018年3月29日 第109回定時株主総会 | 5 | 信託への拠出は3事業年度ごと150百万円 ※非業務執行取締役を除く。 |
| | | 2021年3月30日 第112回定時株主総会 | 3 | 1事業年度当たりのポイント数 合計80,000ポイント ※非業務執行取締役を除く。 |
| 監査役 | 固定報酬 | 2009年3月27日 第100回定時株主総会 | 4 | 年額50百万円以内 |

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職につきましては、「(3) 会社役員の状況 ①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

なお、社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における社外取締役の主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に対して行った職務の概要

| | |
|-----------|--|
| 取締役 大室 康一 | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、事業会社の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、大局的な視点から経営全般の方向性や成長事業である不動産事業推進のための実践的な助言を積極的に行いました。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として議論を主導し、決定手続きの透明性と客観性の向上に大いに貢献しました。 |
| 取締役 桑原 道夫 | 当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、総合商社並びに当社の事業と親和性の高い事業会社の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、数多くの有益な提言や指摘等を行いました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、決定手続きの透明性と客観性の向上に貢献しました。 |
| 取締役 甲斐 靖也 | 2021年3月30日就任以降に開催された取締役会14回全てに出席し、金融機関での豊富な職務経験及び関連会社の経営者として培われた幅広い見識に基づき、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に向けた客観的・中立的な発言をしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、決定手続きの透明性と客観性の向上に貢献しました。 |

ハ. 当事業年度における社外監査役の主な活動状況

| | |
|-----------|--|
| 監査役 前田 勝生 | 当事業年度に開催された取締役会16回全て、監査役会16回全てに出席しました。主に金融機関の経営者としての豊富な経験に基づく専門的な見地から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 尾崎 眞二 | 当事業年度に開催された取締役会16回全て、監査役会16回全てに出席しました。主に事業会社の経営者としての豊富な経験に基づく専門的な見地から適宜発言を行っております。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

| | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 44百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 46百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

2. 当事業年度に係る報酬等の額は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。

3. 上記の他、当事業年度に前事業年度の監査に係る追加報酬1百万円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用に係る助言業務について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすための規範となる「カタクラグループ行動憲章」を制定し、企業倫理のさらなる向上と社内規程の周知・徹底を図ります。
- (2) 当社は、取締役の職務の執行の適法性を確保するための牽制機能として、社外取締役を選任します。
- (3) コンプライアンスの推進については、各部門及びグループ各社で実施するとともに、当社はコンプライアンス担当部門を設置し、担当役員を選任することにより、グループ全体の総合的なコンプライアンス体制の維持・向上を図ります。
また、「カタクラグループ行動憲章」をベースに、法令遵守に対する基本的な考え方を理解することを目的として「カタクラグループコンプライアンスマニュアル」を制定し、コンプライアンス遵守の徹底・向上を図ります。
- (4) 当社グループは、「企業倫理通報規程」に基づき、内部通報制度「グループホットライン」を運用し、不正・違反行為等の早期発見・是正を図ります。
- (5) 当社は、社長直轄の監査部門による内部監査を実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保します。
- (6) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行います。
- (7) 当社グループは、「カタクラグループ行動憲章」及び「カタクラグループコンプライアンスマニュアル」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを定めております。反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、総務部門を対応統括部署とし、警察等の外部専門機関と緊密な連携をもちながら、組織全体として対応します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書・情報管理に係る社内規程等に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む）に記録・保存し、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合には常時閲覧できる体制とします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社及びグループ各社の事業活動に係る様々なリスクについて、各部門及びグループ各社で管理するとともに、「リスク管理規程」に従い、社長を委員長とする「リスク統括委員会」を設置し、総合的なリスク管理体制の維持・向上を図ります。また、リスク統括委員会の報告内容は、当社取締役会に対し定期的に報告します。
- (2) 当社は、当社及びグループ各社のリスク情報を定期的に収集するとともに、緊急性が高い発生リスクについては、速やかに役員及び関係部署に共有し、事案が終結するまでリスクをコントロールする体制とします。さらに、当社グループの経営に大きな影響を与える可能性がある事業等のリスクについては、担当部署が継続的にモニタリングし、リスク統括委員会及び取締役会に報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及びグループ各社は、別途定める社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備します。
- (2) 当社及びグループ各社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務の執行状況の監督を行います。
- (3) 当社は、職務の執行に関する事項のうち重要なものについては、必要に応じて随時開催している経営会議において検討します。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ各社の重要事項について当社取締役会の承認や当社への報告を要する事項を関係会社管理規程等に定め、グループ各社に適用することで業務の適正を確保します。

(2) 当社は、グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するため、当社の監査部門によりグループ各社の内部監査を実施します。

内部監査での指摘事項及びその改善については、グループ各社の取締役会に報告の上、当社に提出します。

(3) 当社は、当社の役員等がグループ各社の取締役等を兼任することで、ガバナンスの向上を図ります。

(4) 当社は、当社取締役及び監査役並びにグループ各社の社長で構成される会議を定期的開催し、グループ各社との連携を図ります。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役から使用人を置くことの要求があった場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役補助者についての任命、解任、異動、賃金改定等は監査役の同意を得て決定し、取締役からの独立性を確保するとともに、監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保します。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて会計監査人又は取締役もしくはその他の者から報告を受けることができます。

(2) 取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況について報告を行います。

(3) グループ各社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項については速やかに報告するとともに、当社のグループ担当部門にも報告するものとします。

(4) 当社のグループ担当部門は、上記の報告（当社の監査役の求めに対して行われた報告を除きます。）を受けた場合には、速やかに当社の監査役にその内容を報告するものとします。

9. 上記8. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保します。

(2) 監査役は、監査役に報告をした者の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができるものとします。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、業務の執行状況を把握するために、経営会議やリスク統括委員会等の重要な会議に出席し、意見を述べるすることができます。また、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換のための会議を開催します。

12. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス

コンプライアンス体制強化のため、2018年10月に社長直轄の法務・コンプライアンス室を設置し、併せてコンプライアンス部会の設置、担当役員を選任、コンプライアンス管理規程の制定、各部門及びグループ各社にコンプライアンス管理者を配置しました。

2021年4月には、法務・コンプライアンス室の業務について、法務業務は企画部長直下の法務担当、コンプライアンス業務はコンプライアンス室がそれぞれ担うこととし、機動的に業務遂行できるよう組織改定を行いました。

また、当事業年度は、コンプライアンス室で当社業務執行取締役、常勤監査役及び当社社員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透に努めました。さらに、当社の各部門及びグループ各社の従業員を対象にコンプライアンス意識調査を行って各職場の課題をフィードバックし、課題解決に努めました。

(2) 内部通報制度

当社は、2009年から外部の事業者へ窓口業務を委託して、当社グループの全従業員を対象とした内部通報制度「グループホットライン」を運用し、不正・違反行為等の早期発見・是正を図りました。

当社は、内部通報制度をコンプライアンス上の問題点を早期に把握するための重要な制度と位置付けており、より一層の周知を図り、運用に努めました。

(3) 取締役の職務執行

当社は、当事業年度に定時取締役会を12回、臨時取締役会を4回、経営会議を4回開催いたしました。

(4) リスクマネジメント

当社グループ全体のリスクマネジメントを目的として、リスク統括委員会を当事業年度に4回開催いたしました。リスク統括委員会では、コンプライアンス、品質管理、事故、災害、労務管理等に係るリスク報告及び再発防止策について指示・徹底いたしました。

また、2019年7月から当社の経営に大きな影響を与える可能性のあるリスクについては、担当部署が継続的にモニタリングを実施し、リスク統括委員会及び取締役会に報告する体制を整備しました。

2021年2月には当社及びグループ各社にリスク管理者を配置し、リスク事案の共有や類似事案の調査、未然防止に努めました。

(5) 内部監査

内部監査の実効性を高めるため、2019年3月に監査部門の体制強化を図り、当社監査部の権限と役割、子会社の責任等を契約・諸規程等で明確化いたしました。監査部門は当社及びグループ各社に対する監査を当事業年度に12回実施いたしました。各監査結果については都度、取締役会に報告し、見出された問題点の是正・改善に努めました。

(6) 監査役の職務執行

監査役は、業務の執行状況を監査するため、取締役会、経営会議、リスク統括委員会等の重要な会議に出席いたしました。

また、当事業年度に監査役と監査法人による定例を含めたミーティングを9回、監査役と監査部門とのミーティングを10回実施いたしました。

(7) 金融商品取引法上の内部統制

内部統制業務推進委員会は当社の各部門及びグループ各社とのミーティングを当事業年度に9回実施し、内部統制に対する意識の向上と管理体制の強化について浸透を図りました。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、割合（パーセント）は、表示単位未満の端数を四捨五入にて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------------|----------------|----------------------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 57,059 | 流 動 負 債 | 18,763 |
| 現金及び預金 | 34,518 | 支払手形及び買掛金 | 4,377 |
| 受取手形及び売掛金 | 7,481 | 短期借入金 | 2,870 |
| リース投資資産 | 5,806 | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,525 |
| 商品及び製品 | 2,775 | 未払金 | 3,180 |
| 仕掛品 | 2,446 | 未払法人税等 | 1,471 |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,370 | 賞与引当金 | 296 |
| その他 | 1,661 | 役員賞与引当金 | 8 |
| 貸倒引当金 | △1 | 預り金 | 2,659 |
| 固 定 資 産 | 82,914 | その他 | 2,372 |
| 有形固定資産 | 44,789 | 固 定 負 債 | 33,599 |
| 建物及び構築物 | 26,171 | 長期借入金 | 6,622 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,054 | 長期未払金 | 1,288 |
| 土地 | 16,342 | 繰延税金負債 | 9,899 |
| 建設仮勘定 | 107 | 土壤汚染処理損失引当金 | 72 |
| その他 | 1,113 | 役員株式給付引当金 | 87 |
| 無形固定資産 | 361 | 退職給付に係る負債 | 2,444 |
| 投資その他の資産 | 37,763 | 長期預り敷金保証金 | 9,025 |
| 投資有価証券 | 34,151 | 長期前受収益 | 1,220 |
| 長期貸付金 | 0 | 資産除去債務 | 2,361 |
| 退職給付に係る資産 | 2,710 | その他 | 575 |
| 繰延税金資産 | 35 | 負 債 合 計 | 52,362 |
| その他 | 880 | 純 資 産 の 部 | |
| 貸倒引当金 | △15 | 株 主 資 本 | 46,769 |
| 資 産 合 計 | 139,973 | 資本金 | 1,817 |
| | | 資本剰余金 | 516 |
| | | 利益剰余金 | 47,095 |
| | | 自己株式 | △2,660 |
| | | その他の包括利益累計額 | 15,799 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 15,593 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 19 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 185 |
| | | 非支配株主持分 | 25,042 |
| | | 純 資 産 合 計 | 87,611 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 139,973 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------------|-------|---------------|
| 売上高 | | 37,627 |
| 売上原価 | | 23,390 |
| 売上総利益 | | 14,236 |
| 販売費及び一般管理費 | | 11,439 |
| 営業利益 | | 2,797 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1 | |
| 受取配当金 | 921 | |
| その他 | 184 | |
| 営業外費用 | | 380 |
| 支払利息 | 91 | |
| 契約解約損 | 39 | |
| たな卸資産処分損 | 106 | |
| 土壌汚染対策費 | 70 | |
| その他 | 121 | |
| 経常利益 | | 3,855 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 3,812 | |
| 投資有価証券売却益 | 102 | |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 176 | |
| 割増退職金 | 102 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 7,491 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,152 | |
| 法人税等調整額 | 193 | |
| 当期純利益 | | 5,145 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 191 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 4,953 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|----------------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2021年1月1日残高 | 1,817 | 282 | 42,689 | △1,352 | 43,437 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △547 | | △547 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 4,953 | | 4,953 |
| 自己株式の取得 | | | | △1,308 | △1,308 |
| 連結子会社に対する 持分変動に伴う 資本剰余金の増減 | | 234 | | | 234 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | - |
| 連結会計年度中の変動額合計 | - | 234 | 4,406 | △1,308 | 3,332 |
| 2021年12月31日残高 | 1,817 | 516 | 47,095 | △2,660 | 46,769 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|----------------------------------|------------------|---------|------------------|-------------------|---------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 2021年1月1日残高 | 14,264 | △11 | △166 | 14,086 | 24,319 | 81,843 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △547 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | 4,953 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △1,308 |
| 連結子会社に対する 持分変動に伴う 資本剰余金の増減 | | | | | | 234 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額) | 1,329 | 31 | 352 | 1,712 | 722 | 2,435 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 1,329 | 31 | 352 | 1,712 | 722 | 5,768 |
| 2021年12月31日残高 | 15,593 | 19 | 185 | 15,799 | 25,042 | 87,611 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-------------|---------------|----------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 21,278 | 流動負債 | 18,145 |
| 現金及び預金 | 9,043 | 電子記録債権 | 88 |
| 電子記録債権 | 1,341 | 短期掛入 | 107 |
| 売掛金 | 636 | 1年内返済予定の長期借入金 | 9,800 |
| リース投資資産 | 5,806 | 未払費用 | 1,525 |
| 商品及び製品 | 123 | 未払法人税等 | 1,753 |
| 仕掛品 | 26 | 前受 | 361 |
| 原材料及び貯蔵品 | 166 | 賞与引当金 | 1,303 |
| 前払費用 | 86 | その他の負債 | 2,430 |
| 短期貸付金 | 3,352 | 長期借入金 | 587 |
| その他の債権 | 1,390 | 長期未払金 | 27 |
| 貸倒引当金 | △693 | 繰延税金負債 | 159 |
| 固定資産 | 47,846 | 固定負債 | 24,464 |
| 有形固定資産 | 29,886 | 長期借入金 | 6,622 |
| 建物 | 20,153 | 繰延税金負債 | 1,254 |
| 構築物 | 688 | 土壤汚染処理引当金 | 4,587 |
| 機械及び装置 | 13 | 役員株式給付引当金 | 72 |
| 車両運搬具 | 0 | 長期預り金 | 87 |
| 工具、器具及び備品 | 125 | 長期前受 | 8,956 |
| 土地 | 8,852 | 資産除去債 | 1,220 |
| リース資産 | 52 | その他の負債 | 1,594 |
| 無形固定資産 | 73 | 負債合計 | 42,610 |
| ソフトウェア | 12 | 純資産の部 | |
| リース資産 | 41 | 株主資本 | 18,785 |
| その他の債権 | 19 | 資本剰余金 | 1,817 |
| 投資その他の資産 | 17,886 | 資本準備金 | 332 |
| 投資有価証券 | 13,855 | 利益剰余金 | 332 |
| 関係会社株式 | 1,533 | 利益剰余金 | 19,295 |
| 長期貸付金 | 48 | その他利益剰余金 | 437 |
| 前払年金費用 | 2,285 | 固定資産圧縮積立金 | 18,857 |
| その他の債権 | 224 | 特別償却準備金 | 2,942 |
| 貸倒引当金 | △61 | 別途積立金 | 55 |
| 資産合計 | 69,125 | 繰越利益剰余金 | 6,800 |
| | | 自己株式 | 9,059 |
| | | 評価・換算差額等 | △2,660 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 7,730 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 7,710 |
| | | 純資産合計 | 26,515 |
| | | 負債純資産合計 | 69,125 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|-------|--------------|
| 売上高 | | 12,022 |
| 売上原価 | | 7,097 |
| 売上総利益 | | 4,925 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,613 |
| 営業利益 | | 2,311 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 10 | |
| 受取配当金 | 593 | |
| 助成金の収入 | 174 | |
| その他の収入 | 149 | 927 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 98 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 4 | |
| 土壌汚染対策費用 | 70 | |
| その他の費用 | 64 | 238 |
| 経常利益 | | 3,001 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 2,618 | |
| 投資有価証券売却益 | 102 | |
| 関係会社清算益 | 587 | 3,309 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 153 | |
| 割増退職金 | 102 | 256 |
| 税引前当期純利益 | | 6,054 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,667 | |
| 法人税等調整額 | 64 | 1,732 |
| 当期純利益 | | 4,321 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------|--------------|--------------|----------------------|------------------|--------------|-------|------------------|---------------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | | | | | | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| | | 資 本 準 備 金 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | | 線 越 利 益 剰 余 金 | |
| | | | | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 特 別 償 却 準 備 金 | 別 途 積 立 金 | 剰 余 金 | | |
| 2021年1月1日残高 | 1,817 | 332 | 437 | 2,960 | 93 | 6,800 | 5,229 | 15,520 | |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △547 | △547 | |
| 当期純利益 | | | | | | | 4,321 | 4,321 | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | △18 | | | 18 | - | |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | | △37 | | 37 | - | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | - | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | - | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | △18 | △37 | - | 3,830 | 3,774 | |
| 2021年12月31日残高 | 1,817 | 332 | 437 | 2,942 | 55 | 6,800 | 9,059 | 19,295 | |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-----------------------------|--------|------------|------------------|-------------|----------------|--------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 2021年1月1日残高 | △1,352 | 16,318 | 7,534 | △11 | 7,522 | 23,841 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △547 | | | | △547 |
| 当期純利益 | | 4,321 | | | | 4,321 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | － | | | | － |
| 特別償却準備金の取崩 | | － | | | | － |
| 自己株式の取得 | △1,308 | △1,308 | | | | △1,308 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | － | 175 | 31 | 207 | 207 |
| 事業年度中の変動額合計 | △1,308 | 2,466 | 175 | 31 | 207 | 2,673 |
| 2021年12月31日残高 | △2,660 | 18,785 | 7,710 | 19 | 7,730 | 26,515 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

片倉工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 長島拓也 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 箕輪恵美子 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、片倉工業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、片倉工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月10日

片倉工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 長島拓也

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 箕輪恵美子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、片倉工業株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年 2月14日

片倉工業株式会社 監査役会

常勤監査役 吉田伸広 ㊟

常勤監査役 五位渕洋 ㊟

社外監査役 前田勝生 ㊟

社外監査役 尾崎眞二 ㊟

以上

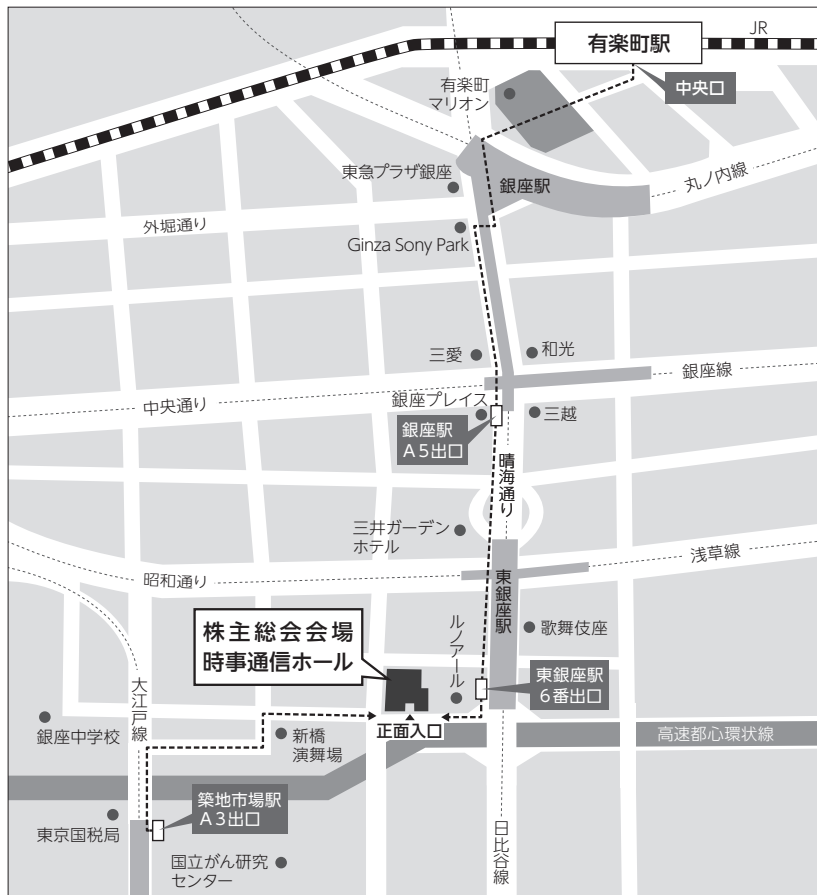
株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区銀座五丁目15番8号

時事通信ホール（時事通信ビル2階）

電話 03-3546-6606



交通のご案内

- 東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線
東銀座駅6番出口 徒歩1分
- 都営地下鉄大江戸線
築地市場駅A3出口 徒歩6分
- 東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線
銀座駅A5出口 徒歩7分
- JR山手線・京浜東北線
有楽町駅中央口 徒歩13分

(注) 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策として、株主様の安全を第一に考え、当日の出席に代えて、同封の議決権行使書のご返送、またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

例年どおり株主総会での株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

